

日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直しに関わる検討

1 はじめに

我が国は、2022 年 12 月、戦略 3 文書が策定され反撃能力の保有を含め、防衛力を抜本的に強化することとなった。また、2015 年にガイドラインを見直してからわずか 5 年しか経過していないにも関わらず、我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさを増している。そこで、現在のガイドラインをあらためて評価し、現状及び将来の安全保障環境において機能する日米防衛協力の関係とすべく、ガイドラインの見直しについて検討した。

2 ガイドラインの経緯

二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す政策文書である。

日米安保条約を履行する文書であり、「物と人との協力」という一般的な同盟合意を、防衛協力のための政策と部隊運用と言う詳細な次元に落とし込む「同盟管理メカニズム」として機能するもの。

ガイドラインは、米国のアジア戦略や日本を取り巻く安全保障環境の変化を受けて 1978 年に策定され、その後、1997 年及び 2015 年に改定された。

なお、ガイドラインは条約ではなく、日米議会での批准を必要せず、効力を発揮するための政府内の手続きも存在しない。日本では閣議への報告対象であり、これに基づき国内法の整備が行われてきた。

（1）1978 年のガイドライン策定

○東西冷戦時代のソ連の脅威に対処

－米国のアジア離れを懸念した日本が、日本防衛への関与の細部を定めることにより、日米同盟の信頼性を高めたかった。

－米国は、日本の自立化を統制する手段として防衛協力の深化を図った。

○概要

－限定的かつ小規模の侵略に対しては、日本が独力で排除する。

－自衛隊は防勢作戦、米軍が打撃力を用いる攻撃的な作戦を行うという役割分担を定めた。「矛と盾」

－日本有事の「共同作戦計画」及び「極東有事の際の米軍への便宜供与のあり方」を研究するとした。

（２）1997 年のガイドライン見直し

○第 1 次朝鮮半島の核危機

－朝鮮半島有事における日米連携への不安、ホワイトハウスの日米安保関係の軽視への危機感、国連重視に傾注する日本への懸念から、日米同盟を再確認するために改定した。

○概要

- －限定小規模独力対処を放棄し、当初より日米共同による対処に転換した。
- －朝鮮半島有事をにらみ、周辺事態における米軍に対する後方支援の実施について憲法の枠内で具体的に規定した。
- －軍備管理・軍縮や PKO といた国際的な活動を日米協力で実施するとし、日米同盟と結び付けた。
- －日本有事の「共同作戦計画」と周辺事態における「相互協力計画」を検討することとした。
- －外務・防衛当局の政府関係者からなる「合同調整グループ」と自衛隊・在日米軍の代表者からなる「日米共同調整所」で構成される「調整メカニズム（有事のみ運用）」を構築した。

⇒ 周辺事態安全確保法を制定（1999 年）、日米 ACSA 協定締結（1999 年）、在外邦人等の輸送に関わる自衛隊法の一部改正（1999 年）、船舶検査活動法の制定（2000 年）

（３）2015 年のガイドライン見直し

○見直しの経緯

97 ガイドラインが策定されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、周辺国の軍事活動の活発化、国際テロ組織などの新たな脅威の発生、海洋・宇宙・サイバー空間といった国際公共財の安定利用に対するリスクの顕在化など、様々な課題や不安定要因が顕在化してきた。更には、海賊対処活動、PKO、国際緊急援助活動のように自衛隊の活動がグローバルな規模に拡大してきていた。

そのため、日米防衛協力の在り方を、これらの安全保障環境の変化や、自衛隊の活動・任務の拡大に対応させる必要が生じていた。

97 ガイドラインからの見直しの方針は、①我が国の防衛を日米防衛の中核的要素としつつ、②海賊や国際テロなどといった同盟のグローバルな性質を反映する協力範囲の拡大に加え、③宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含め、変化する安全保障環境において効率的で効果的かつシームレスな同盟関係の対応を確保するための緊急事態における防衛協力の指針となる概念の評価及び同盟の強化を可能とする追加的な方策を探索することであった。

○防衛協力とガイドラインの目的

ガイドラインは、安全保障及び防衛協力の強調事項を新たに明記した。また、ガイドラインの目的は、97 ガイドラインの考え方を維持している。

－ 平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するとともに、アジア太平洋及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となったの同盟としての取り組み
- ・地域及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

－ 日米両政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。米国は、引き続き、核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供し、また、アジア太平洋地域に即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、戦力を迅速に増強する能力を維持する。

－ ガイドラインは、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整のあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。

－ ガイドラインは、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

○基本的な前提及び考え方

基本的な前提及び考え方については、次のとおりであり、97 ガイドラインのものを維持している。

－ 日米安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。

－ ガイドラインのもとでの行動及び活動は国際法に合致するものである。

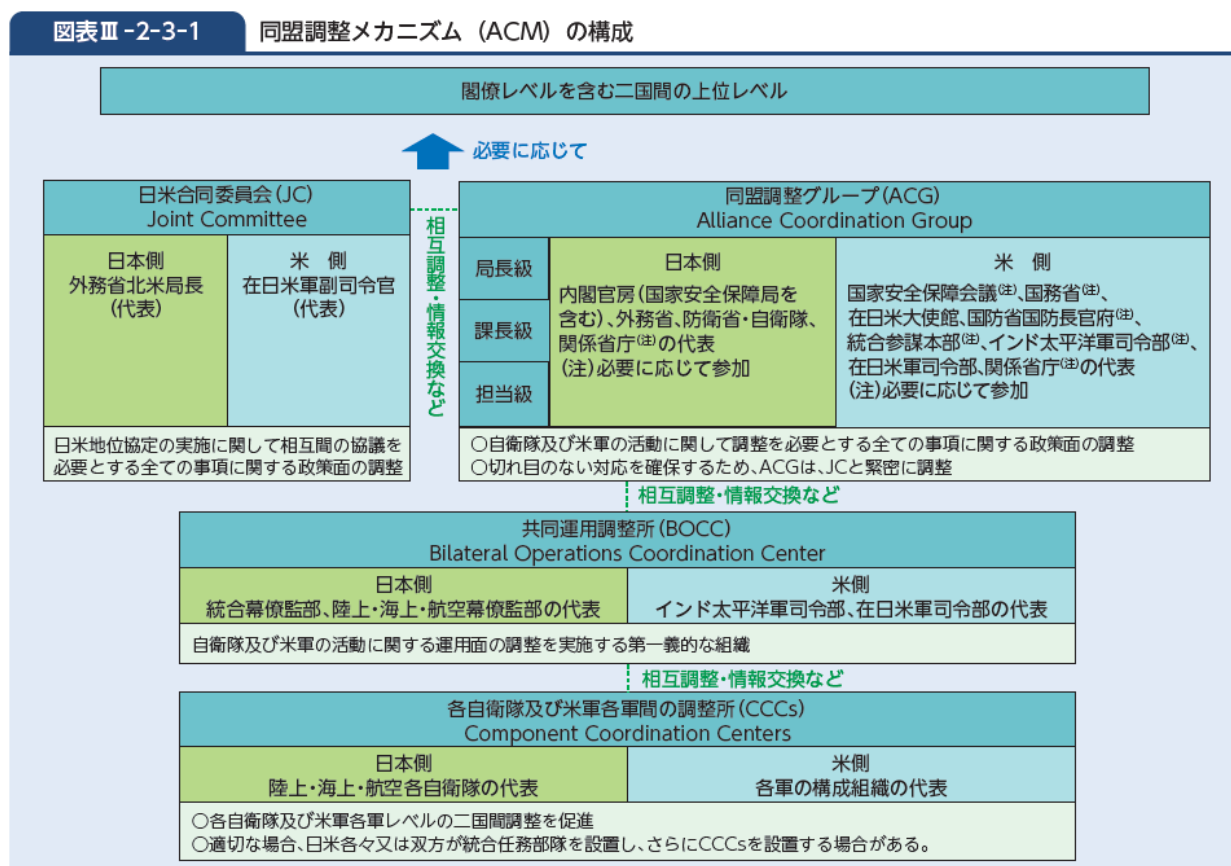
－ 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則などの日本の基本的な方針に従って行われる。

－ ガイドラインは、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、ガイドラインは、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築がガイドラインの目標であることから、日米両政府が、

各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

○同盟内の調整の強化

－同盟調整メカニズムの設置（ACM）

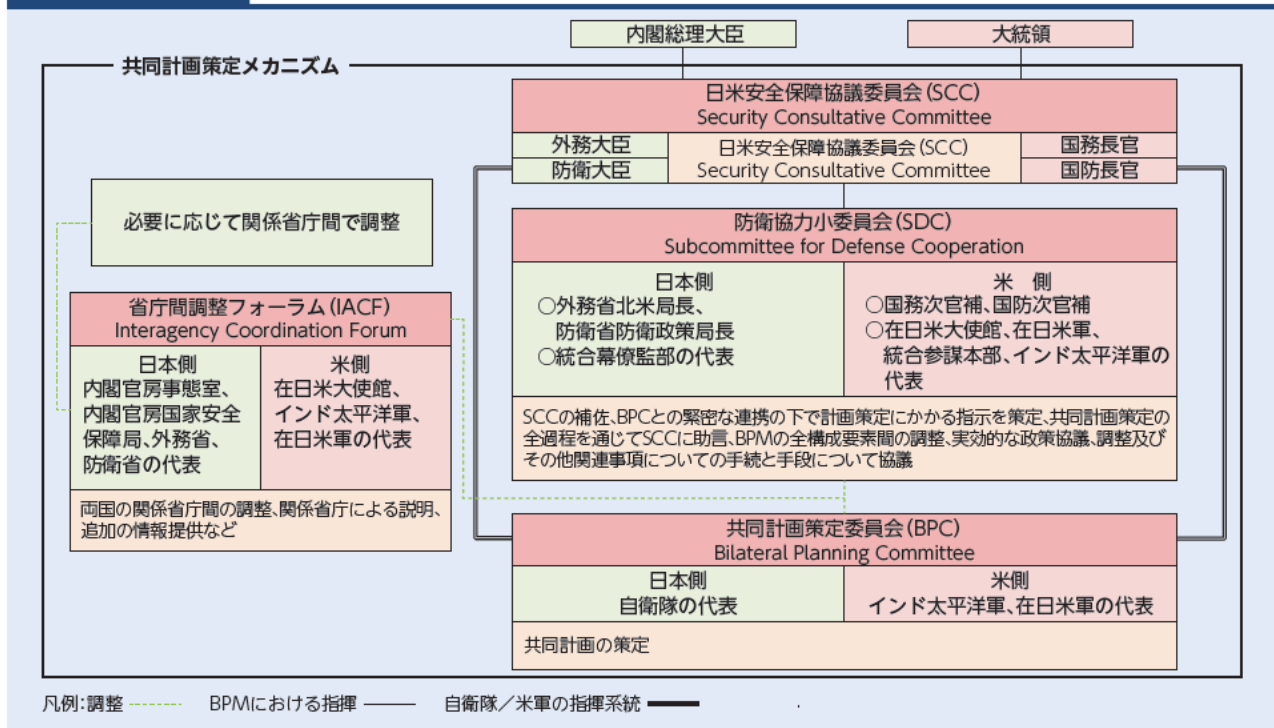


－運用面の調整の強化

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

ー 共同計画策定メカニズムの設置（BPM）

図表Ⅲ-2-3-2 共同計画策定メカニズム（BPM）の構成



○日本の平和及び安全の切れ目のない確保

ISR 活動、防空及びミサイル防衛、海洋安全保障、共同訓練・演習、大規模災害対処における協力

○その他

- ー 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力として、国際活動、多国間協力
- ー 宇宙・サイバー領域における協力
- ー 防衛装備・技術協力の共同の取り組みの発展・強化
- ー 見直しのための手順

⇒ 平和安全法制の制定、武器等防護に関わる自衛隊法の改正

○2015 年ガイドライン要旨

(情勢)

- ・東・南シナ海での軍事活動を活発化する中国の台頭
- ・北朝鮮の核ミサイル開発

(概要)

- ・日本の主体性発揮による日米同盟の強化と集団自衛権の限定的行使による対等な日米同盟を構築した。
- ・有事のみの機能であった「調整メカニズム」に代わって、平素から利用可能な「同盟調整メカニズム」を設置した。
- ・平時に「共同計画策定メカニズム」を通じて「共同作戦計画」を策定・更新するとした。
- ・平時から有事に至るまでの協力の枠組みが拡大され、災害対応やサイバー・セキュリティ分野での協力を強化した。

3 ガイドライン見直しにおける同盟強化の取り組み

(1) 現在のガイドラインの評価

○情勢の急激な変化

- ー 15 ガイドラインが策定されて以降、日本を取り巻く安全保障環境はかつてないほどに不安定であり悪化している。
 - ー 中国は核戦力を含む軍事力を急速に増強するとともに、台湾周辺における軍事的活動を活発化させている。
 - ー 北朝鮮は核及び弾道ミサイル等の能力を向上させるため、記録的な頻度でミサイル発射を繰り返している。
 - ー ロシアはウクライナ侵攻により力による現状変更を現実に行い、侵攻終息の目途はたっていない。
 - ー サイバー攻撃は現在も繰り返されており、グレーゾーンが常態化するとともに、宇宙領域も作戦領域化しつつある。
- ⇒ 日米防衛協力を強化し実効性のある関係を構築することにより、抑止力の実効性を向上する必要がある。

○現ガイドラインの評価

- ー 日本の反撃能力の保有に伴い抑止力を強化するために政治・政策レベル及び作戦レベルでの相互運用性の強化が必要である。特に ACM の政治・政策レベルでの相互運用性の強化が課題である。
- ー 米国の統合抑止戦略を考慮し、各種事態への対応にあたっては日米同盟を基軸としつつも、米韓、

NATO などの同盟や同志国等との多国間協力を図る必要がある。

－サイバー及び宇宙領域における作戦レベルでの協力体制を構築する。

（２）見直しの方向性

－作戦レベルでの相互運用性の向上

我が国を取り巻く複雑な安全保障環境では、一体化された指揮統制の重要性が高まっており、並行した指揮統制構造（Parallel C2）より、NATO や米韓同盟のように連合指揮（Combined Command）の方が効率的であることは明白である。そこで、これまでの同盟調整メカニズムにおける調整関係（Coordinated）ではなく、一体化（Integrated）又は統一（Unified）された指揮統制関係にレベルアップする必要がある。この際、日本が主体的に防衛作戦を行う観点からは、JJOC を中核とした日米共同体制の構築が望ましい。

※ 作戦レベルでの相互運用性の４つのレベル

- ① 競合防止（Deconflict）：戦闘地域が重複しないことを重視し、双方の部隊による相撃を防止することに最大限の努力をする。
- ② 調整（Coordinated）：双方の部隊の行動のタイミングを合わせるための調整に努力する。
- ③ 一体化（Integrated）：力を合わせて支えあう。
- ④ 統一（Unified）：部隊がシームレスに連携し国家要素間の指揮統制に容易に移行できる。

－指揮系統を一体化又は統一することへの制約

- ・日本国憲法では武力行使は必要最小限の範囲内であり、憲法違反の武力行使を行う米国の紛争に巻き込まれることを懸念している。
- ・日本の武力行使は、武力攻撃及び存立危機事態に限定されるが、当該事態に該当しない状況で連合指揮官が武力行使を判断した場合は、部隊が米軍のみであっても司令部の幕僚として日本人が活動することにより、武力行使に加担したとみられてしまう。
- ・自衛隊の作戦統制権（OPCON）を米国に与えることは、日本の主権と独立に反するという政治的問題が生起する。
- ・指揮統制権の移管については新たな法律を作る必要があり時間がかかるし、複雑な行政手続きを要する場合は作戦の柔軟性を損なう可能性がある。
- ・武力行使は反撃能力を含め、必要最小限であると言った特定の状況に応じた政治的意思決定に依存するため、事前の同盟間の調整が困難であるとともに、日本の消極的判断による作戦の混乱が生起す

る可能性がある。

・米国の軍法と日本の自衛隊法のギャップが米軍を日本の指揮統制下に入れることに制約となる。

－ 指揮統制関係を一体化若しくは統一するための方策

・日米の政治・政策レベルでの相互運用性を強化するためのメカニズムを構築し、共同計画を策定しておき、シベリアン・コントロールを確保した上で連合作戦司令官による統一された指揮統制による作戦を実施する。

・米軍のように作戦統制権（OPCON）を柔軟に移管できるよう、国内の法律及び制度を整備する。

・日本防衛作戦は我が国主体で行うため、連合作戦司令官は自衛隊の大將とし、副司令官を米軍の中將、JJOC が連合司令部として作戦を統括する。

－ 政治及び政策レベルの相互運用性の向上

米国の核戦力による拡大抑止の実効性を確保するとともに、日本の防衛力の抜本的強化、特に反撃能力を発揮し、日米の抑止力を向上させるために、政治及び政策レベルの相互運用性を向上する必要がある。

・指揮統制系統の頂点を、日本は内閣総理大臣と米国は大統領とし、閣僚級及び事務レベルの協議体を構成し、政治及び政策的相互運用性を確保する。拡大抑止においても閣僚級で協議を行うとともに、EDD を取り込み拡大抑止のための実効性のある協議体に位置付ける。

－ 新たな作戦計画等の策定等

・指揮統制の関係には、計画の策定も含まれるため、これまでの共同計画策定メカニズムは、新たに構築する同盟指揮統制メカニズム（仮称）における共同計画策定機能として包含する。

・日本の反撃能力を含めた防衛力の抜本的強化に基づく作戦計画の更新

・台湾海峡事態及び複合事態に対処するための作戦計画の策定

－ 多国間協力

・JJOC に各国等からの連絡官を配置し、連絡調整機能を整備する。（朝鮮国連軍、台湾）

・サイバー及び宇宙における作戦レベルでの連携・協力実施

・各種事態への対応にあたる同志国等に対する後方支援などの実施

5 新ガイドラインの概要

(1) 見直しの経緯

15 ガイドラインが策定されて以降、日本を取り巻く安全保障環境はかつてないほどに不安定であり悪化している。

中国は核戦力を含む軍事力を急速に増強するとともに、台湾周辺における軍事的活動を活発化させている。北朝鮮は核及び弾道ミサイル等の能力を向上させるため、記録的な頻度でミサイル発射を繰り返している。そしてロシアはウクライナ侵攻により力による現状変更を現実に行い、侵攻終息の目途はたっていない。また、サイバー攻撃は現在も繰り返されており、グレーゾーンが常態化するとともに、宇宙領域も作戦領域化しつつある。

このような厳しい安全保障環境において平和と安全を確保するため、米国は安全保障戦略の中で統合抑止の重要性を主張し、同盟国等との連携を図ることの重要性を明示している。一方我が国は、国家安全保障戦略において、自衛隊の防衛力の抜本的強化として抑止力の強化に寄与する反撃力を保有し、統合作戦司令部の設置により統合運用の一層の強化及び全領域作戦を行うとともに、同盟国である米国との連携により、抑止力及び対処力の一層の強化を目指している。

また、サイバー領域及び宇宙領域が作戦領域化しており、当該領域における活動を優位に保つためには、米国をはじめとする同志国等との協力が不可欠となってきた。

これを実現するためには、日米同盟の現代化・近代化が必要であり、米軍と自衛隊の相互運用性の更なる強化が必要となるとともに、日米同盟を基盤にした同志国との協力体制の構築が基金の課題である。

(2) 防衛協力とガイドラインの目的

15 ガイドラインで明記された、安全保障及び防衛協力の強調事項を更新する。また、ガイドラインの目的は、15 ガイドラインの考え方を維持している。

ー 平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するとともに、アジア太平洋及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取り組み
- ・地域及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

⇒ 日本の反撃能力の保有に伴う政策レベル及び作戦レベルでの相互運用性の強化が必要となると

ともに、サイバー及び宇宙領域における作戦は日米協力を基準としつつ他の同志国等との協力を図る。

- －日本は、国家安全保障政策に基づき防衛体制を強化し、日本防衛に主体的にあたる。米国は、引き続き、核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。また、アジア太平洋地域に即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、戦力を迅速に増強する能力を維持する。この際、日米の防衛力を効果的に発揮することによる同盟としての抑止力の強化を図るため、日米官の政治レベル及び作戦レベルにおける相互運用性を強化する。
- －ガイドラインは、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整のあり方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。
- －ガイドラインは、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

○基本的な前提及び考え方

基本的な前提及び考え方については、次のとおりであり、15 ガイドラインのものを維持している。

- －日米安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。
- －ガイドラインのもとでの行動及び活動は国際法に合致するものである。
- －日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則などの日本の基本的な方針に従って行われる。
- －ガイドラインは、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、ガイドラインは、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築がガイドラインの目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

○同盟内の調整の強化

- －同盟調整メカニズムの設置（ACM）
 - ⇒ JJOC を通じた統一した指揮統制による作戦レベルでの相互運用性の向上
 - ⇒ ACG を含めた政治・政策レベルでの齟齬運用性の向上

－運用面の調整の強化

⇒ JJOC に多国間協力のための連絡官を配置

－共同計画策定メカニズムの設置（BPM）

⇒ 台湾海峡有事への対応計画の策定

○日本の平和及び安全の切れ目のない確保

ISR 活動、防空及びミサイル防衛 ⇒ 反撃を含めた IAMD、海洋安全保障、共同訓練・演習、大規模災害対処における協力

⇒ サイバー、宇宙領域における協力を、作戦レベルで実施

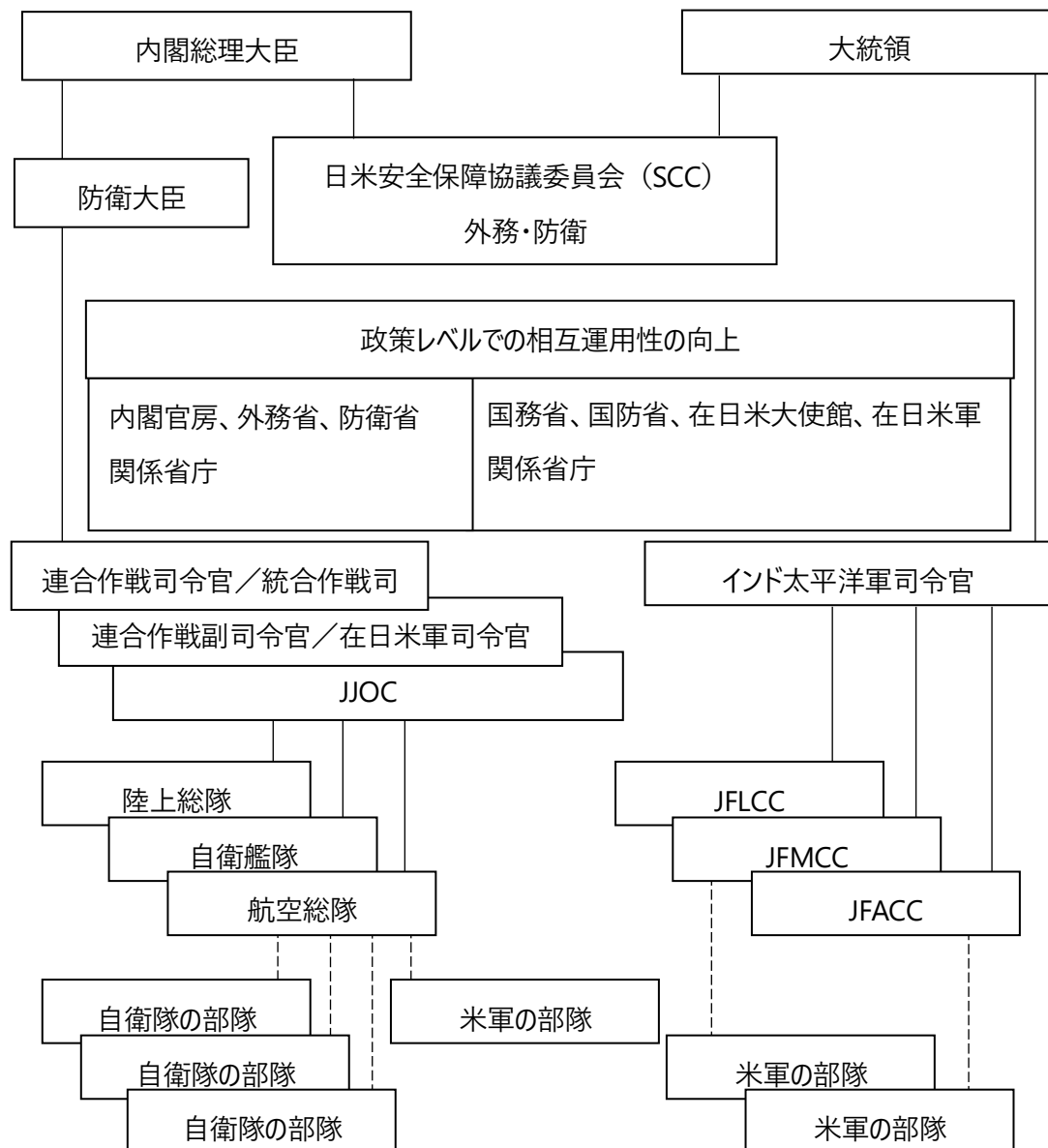
○その他

・地域の及びグローバルな平和と安全のための協力として、国際活動、多国間協力

・防衛装備・技術協力の共同の取り組みの発展・強化

⇒ **作戦統制（OPCON）を可能とするための指揮統制等に関わる法律及び制度の整備**

6 政策及び作戦レベルで相互運用性を強化したメカニズム一案（調整から一体化へ）



○政治・政策レベルでの相互運用性

－ SCC 及び ADCC において政治及び政策レベルでの日米の連携を図るとともに、SCC からの指示に基づき、連合作戦司令官が統合攻撃計画（JTL）を含む作戦計画を作成する。

－ 連合作戦司令官による作戦統制

○ 日本の防衛作戦に関して統一した指揮統制を行うものとし、必要な自衛隊の部隊を指揮するとともに、米軍の部隊の作戦指揮（OPCON）を行う。

○ JJOC が連合司令部としての役割を果たし、サイバー、宇宙に関わる領域横断作戦を実施するとともに、各国等との連携を図るため、連絡官を配置する。

図表Ⅲ-2-1-1 日米防衛協力のための指針の概要

項目	概要
第Ⅰ章 防衛能力と指針の目的	両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。 これにより、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進 ○日米両国間の安全保障及び防衛協力の強固事項 -切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応 -日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果 -政府一体となつての同盟としての取組 -地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力 -日米同盟のグローバルな性質
第Ⅱ章 基本的な前提及び考え方	A 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務は変更されない。 B 指針の下での行動及び活動は国際法に合致 C 日米の行動及び活動は各々の憲法・国内法令等に従って行われ、日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。 D 指針は、立法上・予算上・行政上又はその他の措置を義務付けるものではないが、各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。
第Ⅲ章 強化された同盟内の調整	指針のもとでの実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。このため、両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。 A 同盟調整メカニズム 日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対応するため、同盟調整メカニズムを活用し、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。日米両政府は、必要な手続及び基盤(施設及び情報通信システムを含む。)を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。 B 強化された運用面の調整 日米両政府は、運用面の調整機能の併置の重要性を認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整及び国際的な活動を支援するための要員の交換を実施する。 C 共同計画の策定 日米両政府は、平時において、共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定・更新を実施する。共同計画は、両政府双方の計画に適切に反映する。
第Ⅳ章 日本の平和及び安全の切れ目のない確保	● 日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、パートナーとのさらなる協力を推進する。 ● 日米両政府は、状況の評価、情報の共有、柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動のため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを活用する。また、適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。 A 平時からの協力措置 - 日米両政府は、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための広範な分野にわたる協力を推進する。 - 自衛隊及び米軍は、相互運用性、互換性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、①情報収集、警戒監視及び偵察、②防空及びミサイル防衛、③海洋安全保障、④アセット(装備品等)の防護、⑤訓練・演習、⑥後方支援、⑦施設の使用を含むが、これに限られない措置をとる。 B 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対応 - 同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態は、地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にまだ至っていない状況において、各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。 - 日米両政府は、平時からの協力的措置を継続することに加え、あらゆる手段を追求する。同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、①非戦闘員を避難させるための活動、②海洋安全保障、③避難民への対応のための措置、④禁煙・救済、⑤施設・区域の管理、⑥後方支援及び⑦施設の使用を含むが、これらに限らない追加的措置をとる。 C 日本に対する武力攻撃への対応行動 共同対応行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素 1 日本に対する武力攻撃が予測される場合 日米両政府は、必要な準備を行いつつ、武力攻撃を防止し、事態を緩和するための措置をとる。 2 日本に対する武力攻撃が発生した場合 - 整合のとれた対応行動のための基本的な考え方 日米両政府は、極力早期にこれを排除し、さらなる攻撃を防止するため、適切な共同対応行動を実施する。自衛隊は防衛作戦を主体的に実施し、米軍は自衛隊を支援・補充する。 - 作戦構想

	自衛隊	米軍
空域を防衛するための作戦	日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施 航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補充するための作戦を実施
弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦	日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施 日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補充するための作戦を実施
海域を防衛するための作戦	日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施 日本における主要港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施	自衛隊の作戦を支援し及び補充するための作戦を実施

項目	概要			
第IV章 日本と平和及び安全の切れない関係	陸上攻撃に処する ための作戦	日本に対する陸上攻撃に処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施	白衛隊の作戦を支援し及び補充するための作戦を実施	
		島嶼に対するものを含む陸上攻撃の阻止・排除を主体的に実施、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施		
	領域横断的な作戦	日本に対する武力攻撃を排除し及びさらなる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施	白衛隊を支援し補充するため、打撃力の使用を伴う。	
		ISR		関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護
		宇宙・サイバー		宇宙及びサイバー空間における脅威に処するために協力
		特殊作戦		特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力
	打撃作戦	米軍の打撃作戦に関して、必要に応じ、支援を行うことができる。		
	・ 作戦支援活動 作戦支援活動として、①通信電子活動、②捜索・救護、③後方支援、④施設の使用、⑤CBRN（化学・生物・放射線・核）防護を実施			
	D 日本以外の国に対する武力攻撃への対応行動			
	・ 日米両国が、米国又は第三国に対する武力攻撃に処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は当該武力攻撃への処及びさらなる攻撃の抑止において緊密に協力する。			
・ 白衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆される明白な危険がある事態に処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。				
・ 協力して行う作戦の例は、①アセットの防護、②捜索・救護、③海上作戦、④弾道ミサイル攻撃に処するための作戦、⑤後方支援である。				
E 日本における大規模災害への対応における協力				
・ 日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に災害に処する。白衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対し適切な支援を行う。両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。				
・ 両政府は、情報共有を含め緊密に協力する。米軍が災害関連訓練に参加することにより相互理解が深まる。				
第V章 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力	● 相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基礎を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的な役割を果たす。			
	● 両政府の各々が国際的な活動に参加することを決定する場合であって、適切なときは、次に示す活動において、相互にパートナーと緊密に協力する。			
	A 国際的な活動における協力			
	・ 両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。ともに活動を行う場合、白衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限に協力する。			
	・ 一般的な協力分野は、①平和維持活動、②国際的な人道支援・災害救援、③海洋安全保障、④パートナーの能力構築支援、⑤演習要員の派遣させるための活動、⑥情報収集、警戒監視及び偵察、⑦訓練・演習、⑧後方支援を含む。			
	B 三カ国及び多国間協力			
	両政府は、三カ国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進及び強化する。また、国際法及び国際的基準に基づく協力を推進すべく、地域機関及び国際機関を強化するために協力する。			
	A 宇宙に関する協力			
	・ 日米両政府は、宇宙空間の責任ある、平和的かつ安全な利用のため、両政府の連携を維持・強化する。			
	・ 日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性の確保、宇宙状況監視にかかる協力を強化する。			
第VI章 宇宙及びサイバー空間に関する協力	・ 白衛隊及び米軍は、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、惑星、航法及び通信などにおいて引き続き協力する。			
	B サイバー空間に関する協力			
	・ 日米両政府は、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切に共有する。白衛隊及び米軍が任務を遂行する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。			
	・ 白衛隊及び米軍は、ネットワーク及びシステムの監視態勢を維持し、教育交流を行い、ネットワーク及びシステムの抗たん性を確保し、日米両政府一体となった取組に寄与し、共同演習を実施する。			
	・ 日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、米国は適切な支援を行う。日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。			
	両政府は、二国間協力の実効性をさらに向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。			
	A 防衛装備・技術協力			
	B 情報協力・情報保全			
	C 教育・研究交流			
	第VII章 見直しのための手順	ガイドラインが変化する状況に照らして適切なものであるかを定期的に評価し、必要と認める場合には、両政府は、適時かつ適切な形でこのガイドラインを更新する。		